

各種控除の計算方法

表6 所得から差し引かれる金額の計算方法

|              |                         |                                                                                                            |                                                                              |
|--------------|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 所得から差し引かれる金額 | 社会保険料控除<br>小規模企業共済等掛金控除 | 支払った金額の合計                                                                                                  | 国民年金保険料については証明書の添付が必要                                                        |
|              | 生命保険料控除                 | 表9・表10より控除額を算出                                                                                             | 保険会社の控除証明書が必要                                                                |
|              | 地震保険料控除                 | 表9・表10より控除額を算出                                                                                             |                                                                              |
|              | ひとり親・寡婦控除               | ひとり親:30万円      寡婦:26万円                                                                                     |                                                                              |
|              | 勤労学生控除                  | 勤労学生:26万円                                                                                                  |                                                                              |
|              | 障害者控除                   | 一般の障害者:26万円      特別障害者:30万円      同居特別障害者:53万円                                                              | 配偶者控除<br>申告者本人の所得金額によって控除額が異なるため、表8より控除額を算出<br>(70歳以上昭和30年1月1日以前生まれは老人控除配偶者) |
|              | 配偶者控除                   | 申告者本人の所得金額によって控除額が異なるため、表8より控除額を算出<br>(70歳以上昭和30年1月1日以前生まれは老人控除配偶者)                                        |                                                                              |
|              | 配偶者特別控除                 | 配偶者の所得が48万円を超え133万円以下るとき、表8より控除額を算出                                                                        |                                                                              |
|              | 扶養控除                    | 下記の表7より控除額を算出                                                                                              |                                                                              |
|              | 雑損控除                    | (損害金額－保険等の補てん額)－(総所得の10%)<br>災害関連支出金額－5万円                                                                  | いずれか多い金額<br>白アリ駆除なら領収書と業者の駆除作業証明書が必要                                         |
|              | 医療費控除                   | (支払った医療費－補てん金額)－(総所得の5%または10万円との少ない方)<br>※ <u>地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合</u><br>特定一般用医薬品等購入費－1万2千円(限度額8万8千円) | 医療費控除の明細書                                                                    |

表7 扶養控除の額

|      |        |                                                                            |      |
|------|--------|----------------------------------------------------------------------------|------|
| 扶養控除 | 扶養種別   | 条 件                                                                        | 控除額  |
|      | 年少扶養親族 | 16歳未満(平成21年1月2日以後生まれ)の扶養親族<br>※「16歳未満の扶養親族」に氏名、生年月日を記入してください。              | —    |
|      | 一般扶養親族 | 16歳から18歳(平成18年1月2日から平成21年1月1日)の扶養親族<br>23歳から69歳(昭和30年1月2日から平成14年1月1日)の扶養親族 | 33万円 |
|      | 特定扶養親族 | 19歳から22歳(平成14年1月2日から平成18年1月1日)の扶養親族                                        | 45万円 |
|      | 老人扶養親族 | 70歳以上(昭和30年1月1日以前生まれ)の扶養親族                                                 | 38万円 |
|      | 同居老親等  | 老人扶養親族のうち、自己または配偶者の直系尊属で同居を常としている人                                         | 45万円 |

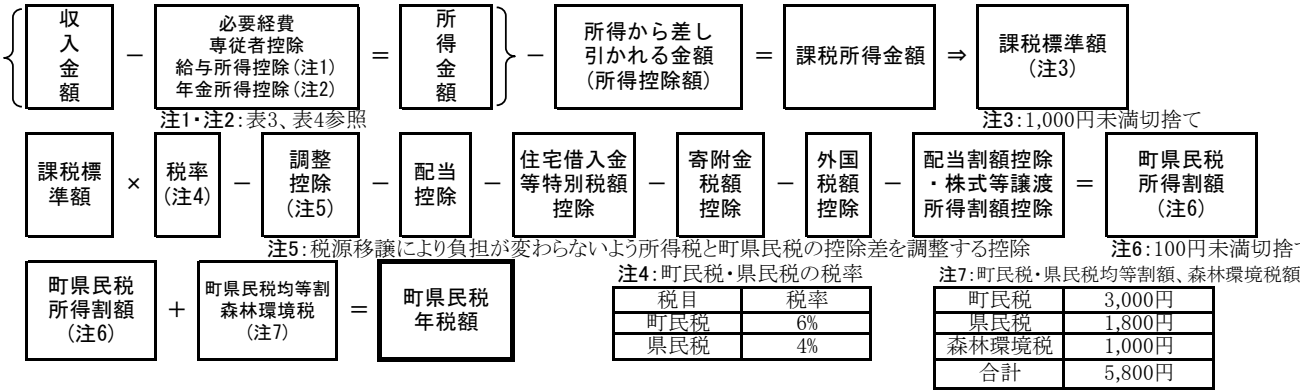
※前年12月31日(前年中に死亡された人は死亡日)現在で生計を一にする親族の内、合計所得48万円以下(給与収入のみの場合103万円以下)の人を扶養親族とすることができます。

表8 配偶者控除・配偶者特別控除

|            |                   |         |                   |                     |
|------------|-------------------|---------|-------------------|---------------------|
| 申告者本人の所得金額 |                   | 900万円以下 | 900万円超<br>950万円以下 | 950万円超<br>1,000万円以下 |
| 配偶者控除      | 一般                | 33万円    | 22万円              | 11万円                |
|            | 老人                | 38万円    | 26万円              | 13万円                |
| 配偶者特別控除    | 所得金額              | 控除額     |                   |                     |
|            | 48万円超<br>100万円以下  | 33万円    | 22万円              | 11万円                |
|            | 100万円超<br>105万円以下 | 31万円    | 21万円              | 11万円                |
|            | 105万円超<br>110万円以下 | 26万円    | 18万円              | 9万円                 |
|            | 110万円超<br>115万円以下 | 21万円    | 14万円              | 7万円                 |
|            | 115万円超<br>120万円以下 | 16万円    | 11万円              | 6万円                 |
|            | 120万円超<br>125万円以下 | 11万円    | 8万円               | 4万円                 |
|            | 125万円超<br>130万円以下 | 6万円     | 4万円               | 2万円                 |
|            | 130万円超<br>133万円以下 | 3万円     | 2万円               | 1万円                 |
|            | 133万円超            | 0円      | 0円                | 0円                  |

【参考】町・県民税、森林環境税の計算方法

町・県民税、森林環境税の計算は次のような方法で行います。



令和7年度《令和6年分》

町民税・県民税申告の手引き

○令和7年度町民税・県民税申告書を提出する必要がある方

令和7年1月1日現在、竜王町にお住まいの方で、令和6年中(令和6年1月1日から令和6年12月31日)

に所得があった方のうち、次のいずれかに該当する場合は申告が必要です。

- 営業等・不動産・配当による収入(所得)や、その他の収入(所得)があった場合
- 会社等にお勤めで給与収入(所得)があった方で、次のいずれかに該当する場合 ※パート・アルバイトの方を含みます。

- ①給与収入のほかに、上記「1.」の各種所得があった場合(上記「1.」の各種所得の合計額が20万円を超える場合は、所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要です。)
- ②勤務先から竜王町に給与支払報告書が提出されていない場合(提出状況については勤務先にご確認ください。)
- ③各種控除の適用を受ける場合(所得税の還付を受ける場合は、所得税及び復興特別所得税の確定(還付)申告が必要です。)

3. 公的年金等を受給されている方で、次のいずれかに該当する場合

- ①公的年金収入のほかに、上記「1.」の各種所得があった場合(上記「1.」の各種所得の合計額が20万円を超える場合は、所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要です。)
  - ②還付される所得税がなく、町民税・県民税の各種控除の適用を受ける場合(所得税の還付を受ける場合は、所得税及び復興特別所得税の確定(還付)申告が必要です。)
4. 所得がない場合で、国民健康保険に加入されている場合(申告をすることで、国民健康保険税が軽減される場合があります。)

○令和7年度町民税・県民税申告書を提出する必要がない方

1. 所得税及び復興特別所得税の確定申告をされた方
2. 年末調整済みの給与収入(所得)のみの方で、勤務先から竜王町に給与支払報告書が提出されている場合(提出状況については勤務先にご確認ください。)

3. 公的年金等収入(所得)のみの方で、その他に所得がない場合(上記3の②に該当しない方)

○第2表の記入が必要な方

1. 源泉徴収のない方は、第2表「6」を記入ください。
2. 事業・不動産所得、配当所得、雑所得(公的年金以外)、総合譲渡、一時所得がある方は、第2表「7」「8」「9」「10」をそれぞれ記入ください。
3. 事業専従者とした親族がある場合は、第2表「11」を記入ください。
4. 特定の寄付金を支出した場合は、第2表「15」を記入ください。また、寄付に関する証明書を添付してください。

※「ふるさと納税ワンストップ特例」を申請していても、町・県民税の申告をすると特例が無効になります。

○個人番号（マイナンバー）の記入および確認書類の提示について

平成29年度より町民税・県民税申告書に個人番号（マイナンバー）の記入が必要となりました。

これに伴い、番号確認のための個人番号カード（マイナンバーカード）、または番号確認書類と身元確認書類の提示が必要となります。

また、ご家族の分を申告される場合や、郵送で提出される場合は前記書類の写しの添付が必要です。

詳しくは同封の別紙をご参照ください。

竜王町税務課住民税係

※ 申告書、手引き、収支内訳書、医療費控除の明細書は町ホームページ→「税金・料金」→「税の申告」からもダウンロードできます。

申告書記載手順

①住所・氏名・電話番号等の記入

必要事項を記入してください。

※個人番号(マイナンバー)の記入が必要です。

②「1収入金額等」欄への記入

令和6年中の収入金額を記入してください。各収入の内容については、表1を参照してください。

※給与・賃金収入がある場合、その収入金額を「カ欄」に記入してください。

※公的年金収入がある場合、源泉徴収票をもとに年間の公的年金収入合計額を「キ欄」

※営業等・農業・不動産の収入がある人は、別途「収支内訳書」を作成してください。(所得税様式使用可)

| 表1 各所得の説明 |         |                                                                 |
|-----------|---------|-----------------------------------------------------------------|
| 事業        | ア 営業等   | 飲食業・小売業・サービス業(自営業等)や保険外交員・ピアノ講師・ホステス等の事業による所得。建設業の一人親方所得はこの欄に該当 |
|           | イ 農業    | 農産物の生産・栽培・家畜類の育成等の事業から生じる所得                                     |
| ウ 不動産     |         | 土地・家屋・アパートの部屋等を貸して得た地代・家賃                                       |
| エ 利子      |         | 所得税・住民税が源泉徴収されている場合は申告不要                                        |
| オ 配当      |         | 株式や出資金の配当金。剰余金の分配等による所得                                         |
| カ 給与      |         | 給料、賃金、賞与等の所得(日雇、パート・アルバイトの収入含む)。源泉徴収票・支払証明書がない場合、第2表の6で年間収入を計算  |
| 雑         | キ 公的年金等 | 国民・厚生・共済・農業者年金等                                                 |
|           | ク 業務    | 原稿料・講演料・ネットオークション等の個人取引や食料品配達等の副収入による所得                         |
|           | ケ その他   | 生命保険契約に基づく年金、放送謝金、シルバー人材センターの配分金等による所得で、他のいずれにも該当しない所得          |
| 総合所得      | コ 短期譲渡  | ゴルフ会員権や自動車など、土地建物以外の資産の売却代金                                     |
|           | サ 長期譲渡  | 一時的な収入(生保・損保の満期返戻金・賞金・競馬の払戻金等)                                  |

③「2所得金額」欄への記入

各収入金額をもとに所得金額の計算および記入してください。

※各所得については、表2を参照してください。

※各所得(①～⑪)の合計を合計欄⑫に記入してください。

| 表2 各所得の計算方法 |        |                                         |
|-------------|--------|-----------------------------------------|
| 総合所得        | ①営業等   | 収入から経費を差引いた金額                           |
|             | ②農業    | ※別途「収支内訳書」を作成し、所得を算出                    |
|             | ③不動産   |                                         |
|             | ④利子    | 必要経費が認められないため、収入金額がそのまま所得金額             |
|             | ⑤配当    | 収入の合計金額がそのまま所得金額                        |
|             | ⑥給与    | 表3により算出した金額                             |
|             | ⑦公的年金等 | 表4により算出した金額                             |
|             | ⑩業務    | 収入から必要経費を差引いた金額                         |
|             | ⑨その他   | 明細書等に記載がある収入から経費を差引いた金額<br>※裏面にその明細を記載  |
|             | ⑪長期・一時 | 支払明細書等により (収入-必要経費-50万円)×1/2            |
|             | 総合時    | 短期 収入から必要経費を差引いた金額                      |
| 分離所得        |        | 公共事業による土地建物の収用等譲渡所得がある場合、竜王町役場で相談して下さい。 |

| 表3 給与収入金額から給与所得を求める算式 |  |                     |
|-----------------------|--|---------------------|
| 給与の収入金額(A)            |  | 給与所得金額              |
| ～ 550,999             |  | 0                   |
| 551,000 ～ 1,618,999   |  | A - 550,000         |
| 1,619,000 ～ 1,619,999 |  | 1,069,000           |
| 1,620,000 ～ 1,621,999 |  | 1,070,000           |
| 1,622,000 ～ 1,623,999 |  | 1,072,000           |
| 1,624,000 ～ 1,627,999 |  | 1,074,000           |
| 1,628,000 ～ 1,799,999 |  | B × 2.4 + 100,000   |
| 1,800,000 ～ 3,599,999 |  | B × 2.8 - 80,000    |
| 3,600,000 ～ 6,599,999 |  | B × 3.2 - 440,000   |
| 6,600,000 ～ 8,499,999 |  | A × 0.9 - 1,100,000 |
| 8,500,000 ～           |  | A - 1,950,000       |

| 表4 公的年金等の収入から所得を求める算式<br>◇65歳未満(昭和35年1月2日以後に生まれた方) |                      |                     |                     |
|----------------------------------------------------|----------------------|---------------------|---------------------|
| 公的年金等の収入金額(A)                                      | 公的年金等に係る雑所得の金額       |                     |                     |
|                                                    | 公的年金等以外の所得の合計所得金額    |                     |                     |
|                                                    | 1,000万円以下            | 1,000万円を超え2,000万円以下 | 2,000万円を超え          |
| ～ 1,299,999                                        | A - 600,000          | A - 500,000         | A - 400,000         |
| 1,300,000 ～ 4,099,999                              | A × 0.75 - 275,000   | A × 0.75 - 175,000  | A × 0.75 - 75,000   |
| 4,100,000 ～ 7,699,999                              | A × 0.85 - 685,000   | A × 0.85 - 585,000  | A × 0.85 - 485,000  |
| 7,700,000 ～ 9,999,999                              | A × 0.95 - 1,455,000 | A × 0.95- 1,355,000 | A × 0.95- 1,255,000 |
| 10,000,000 ～                                       | A - 1,955,000        | A - 1,855,000       | A - 1,755,000       |

◆所得金額調整控除

次に該当する人は給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

①給与所得と公的年金等雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合、所得金額調整控除として給与所得の金額から控除【上限10万円】

算式  
所得金額調整控除 = (給与所得 + 公的年金等雑所得) - 10万円  
※給与所得、公的年金雑所得が10万円を超える場合は10万円

令和7年度分 町民税 竜王町小口3番地 第1表 県民税 申告書

整理番号

業種又は職業

会社員

1月1日現在の住所

竜王町長様

フリガナ

竜王 太郎

氏名

竜王 太郎

出生年月日

平成50.10.10

世帯主の氏名

竜王 太郎

続柄

本人

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除

国民健康保険税

支払った保険料

170,000

円

⑮ 生命保険料控除

新生命保険料の計

40,000

円

旧生命保険料の計

100,000

円

新個人年金保険料の計

80,000

円

旧個人年金保険料の計

120,000

円

介護医療保険料の計

40,000

円

⑯ 地震保険料控除

地震保険料の計

119,700

円

旧長期損害保険料の計

円

⑰～⑲ 寡婦控除

寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除

⑰ 寡婦控除

⑱ ひとり親控除

⑲ 勤労学生控除

⑳ 障害者控除

障害者の程度

3

級

㉑～㉔ 配偶者特別控除

配偶者の氏名

竜王 花子

配偶者の合計所得金額

330,000

円

㉕ 扶養控除

扶養の区分

子

㉖ 雑損控除

雑損の区分

子

㉗ 医療費控除

医療費の区分

子

16歳未満の扶養親族控除対象外

1 氏名

竜王 三郎

出生年月日

平成21.8.8

同居・別居の区分

同居

続柄

子

2 氏名

氏名

出生年月日

平成

同居・別居の区分

同居

続柄

続柄

3 氏名

氏名

出生年月日

平成

同居・別居の区分

同居

続柄

続柄

4 氏名

氏名

出生年月日

平成

同居・別居の区分

同居

続柄

続柄

別居の扶養親族等がある場合には、第2表「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。

扶養控除額の合計

330,000

円

② 給与収入が850万円を超え、次のア～エのいずれかに該当する場合、所得金額調整控除として給与所得の金額から控除【上限15万円】

ア 特別障害者に該当する

イ 23歳未満の扶養親族を有する

ウ 特別障害者である同一生計配偶者を有する

エ 特別障害者である扶養親族を有する

算式  
所得金額調整控除 = (給与収入額 - 850万円) × 0.1

| 公的年金等の収入金額(A)         | 公的年金等に係る雑所得の金額       |                     |                     |
|-----------------------|----------------------|---------------------|---------------------|
|                       | 公的年金等以外の所得の合計所得金額    |                     |                     |
|                       | 1,000万円以下            | 1,000万円を超え2,000万円以下 | 2,000万円を超え          |
| ～ 3,299,999           | A - 1,100,000        | A - 1,000,000       | A - 900,000         |
| 3,300,000 ～ 4,099,999 | A × 0.75 - 275,000   | A × 0.75 - 175,000  | A × 0.75 - 75,000   |
| 4,100,000 ～ 7,699,999 | A × 0.85 - 685,000   | A × 0.85 - 585,000  | A × 0.85 - 485,000  |
| 7,700,000 ～ 9,999,999 | A × 0.95 - 1,455,000 | A × 0.95- 1,355,000 | A × 0.95- 1,255,000 |
| 10,000,000 ～          | A - 1,955,000        | A - 1,855,000       | A - 1,755,000       |

④「3所得から差し引かれる金額に関する事項」欄への記入

表5を参考にして必要事項を記入してください。

表5 「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の説明

⑬社会保険料控除

前年中にあなたが負担した社会保険料(国民健康保険税、国民年金保険料など)

⑮生命保険料控除

あなたが契約者名義人となっている生命保険や個人年金保険契約に対し、前年中に支払った金額がある場合、表9により控除額を算出

⑯地震保険料控除

あなたが契約者名義人となっている地震保険契約や、旧長期損害保険契約(平成18年12月31日までに締結したもの)に対して、前年中に支払った金額がある場合は、表10により控除額を算出

⑰寡婦控除

⑱ひとり親控除

次の①～③のすべてに該当する人 ⇒ ひとり親控除  
①総所得金額が48万円以下の生計を一にする子を有する  
②合計所得金額が500万円以下  
③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方(未届の夫または妻)がいない  
ひとり親控除に該当しない人で、次のいずれかに該当する人 ⇒ 寡婦控除  
イ 夫と離婚した後に婚姻をしていない人で、次のA～Cの要件を満たしている  
A 合計所得金額が48万円以下の扶養親族を有している  
B 合計所得金額が500万円以下  
C 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方(未届の夫)がいない  
ロ 夫と死別した後婚姻をしていない人または夫の生死が明らかでない人で次のA、Bの要件を満たしている  
A 合計所得金額が500万円以下  
B 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方(未届の夫)がいない

⑲勤労学生控除

学生のうち、前年中の合計所得が75万円以下(そのうち、給与所得以外が10万円以下)

⑳障害者控除

身体障害者手帳(特別障害は2級以上)や療育手帳等が交付されている人等

㉑配偶者控除

前年12月31日(死亡された場合は死亡日)現在で生計を一にする合計所得金額が48万円以下の配偶者で、他の人の扶養親族でない人

㉒配偶者特別控除

前年12月31日(死亡された場合は死亡日)現在で生計を一にする合計所得金額が48万円を超え133万円以下の配偶者で、事業専従者でない人(※申告者本人の所得金額が1,000万円を超える場合は適用できません)

㉓扶養控除

前年12月31日(死亡された場合は死亡日)現在で生計を一にする合計所得金額が48万円以下である6親等以内の血族または3親等以内の親族で、他の人の扶養親族でない人

㉔雑損控除

前年中にあなたや親族が災害や盗難により損害を受けた場合や、白アリ駆除等を行った場合の控除

㉗医療費控除

前年中にあなたや親族のために負担した医療費について、この控除対象となる医療費は、病院にかかった診療費・入院費・薬の購入費・出産費等。補てんされる金額には、出産育児一時金・高額療養費・医療保険金等。医療費控除の明細書を添付してください。

㉑㉒㉓の控除対象配偶者または扶養家族等の個人番号(マイナンバー)の記入が必要となります。

⑤「4所得から差し引かれる金額」欄への記入

下記について、表6の計算方法を用いて「4所得から差し引かれる金額」へ計算結果を記入してください。

・⑬⑭欄には、3の⑬欄を転記してください。

・⑮⑯欄には、3の⑮⑯欄に記入した支払保険料について、表9および表10により計算した金額を記入してください。

・⑰～⑲欄には、3の⑰～⑲欄に記入した事項について、表6および表8により該当する金額を記入してください。

・㉑欄には、表7により3の㉑欄に記入した控除額の合計を転記してください。

・㉓㉔欄には、3の㉓㉔欄に記入した金額について、表6により計算した金額を記入してください

⑥⑬～⑲欄までの合計を㉕欄に記入してください。

⑦最後に㉖～㉗欄の合計を合計欄㉘に記入してください。

添付書類の貼付と提出

すべての記入が終わったら、裏面の左端に各種控除証明書等を貼付してください。